

わが国における第三者の関わる生殖技術の動向 とソーシャルワークによるアプローチ

中部学院大学 宮 嶋 淳 (4662)

キーワード：第三者の関わる生殖技術、ソーシャルワーク、アプローチ

1. 研究目的

人口減少社会に移行したわが国において、体外受精・胚移植法（IVF-ET）およびその関連技術である生殖技術（ART）は、不妊に悩むカップルへの福音をもたらす生殖技術として、その推進並びに推進体制の法的整備が当事者並びに医療関係者から求められてきた。

ART 実施に伴う多胎妊娠や減数手術、代理母や借り腹、胚提供並びに余剰胚の取り扱い等多くの未解決の課題が顕在化している。ART の在り方、ART により出生した子の法律上の取り扱い（＝法的地位）については、多くの議論があり、事実が先行しているものの、国としての明確な方向付けがなされていない。

国は 2006（平成 18）年 11 月 30 日付けで法務大臣並びに厚生労働大臣の連名により、日本学術会議に対する ART に関する審議を依頼し、2008（平成 20）年 4 月 8 日、对外報告「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題 - 社会的合意に向けて - 」が発表された。この報告では代理懐胎を中心とする ART に関する諸問題 10 項目の提言がなされている。ここでも両論併記の態をとり、わが国の ART に関する状況は、技術が先行する中、社会的合意の形成や法の制定を含む社会システム化に関する議論が世界の動向から遅れを取っているといわざるを得ない状況にある。

本研究の目的は、わが国において第三者が関わる生殖技術に関する当事者の human well-being が保障された法律が早期に制定され、当事者の人権擁護のための社会的システムが構築されるために必要な枠組みを組み立て、かつ、そのためのエビデンスを蓄積することをめざすものである。

報告者のこれまでの研究成果により、第三者が関わる生殖技術に関する当事者の human well-being が保障される必要があり、そのためには、当事者が主張する人権を擁護し、当事者を苦悩から解放する道筋を明らかにし、その道筋に沿ったソーシャルワークの様々なアプローチが、わが国の福祉社会をデザインしていくために駆使されることが重要となることが示唆された(1)。

この示唆を本研究の出発点として、本研究では当事者の範疇を第三者が関わる生殖技術に関わるすべての者-提供精子・提供卵子・胚提供・代理懐胎で生まれた者とそれを選択したカップル並びに提供者等 - に拡大し、当事者の human well-being を擁護する理路と福祉

社会構築のためのデザインをソーシャルワークにより探求していくものである。

2. 研究の視点および方法

本研究では具体的に動き始めている国内外の提供精子で生まれた者等によるセルフ・ヘルプ・グループの動向をアクションリサーチの手法により把握し、そうした動きと有機的に結びついた、諸外国の当事者運動の実態をレビューする。

またソーシャルワークの国際的機関である IFSW は、2006 年の総会において英国ソーシャルワーカー協会からの「生殖ツアー」に関する提案を“Appendix A”として議論し、続く2008年の総会にて“Cross Border Reproductive Service (国境を越えた生殖サービスに関する国際方針文書)”を取りまとめている。この政策文書を取りまとめたメンバーへの書簡並びにインタビューによる調査を行い、同文書が採択される経緯と議論の内容を把握し、質的な分析を行う。

3. 倫理的配慮

アクションリサーチ、書簡並びにインタビュー調査への応答者には、同調査が上記の目的による研究活動の一環であり、応答内容を研究に活用することを口頭並びに文書で説明し、同意を得ている。

4. 研究結果

1、2010年3月11日にわが国で初めて、提供精子で生まれた者等によるセルフ・ヘルプ・グループ「第三者の関わる生殖技術について考える会」が設立され、Web サイトやメーリングリストの運営、啓発用冊子の作成、第三者の関わる生殖技術関連の情報の収集、公開講座の開催、各種関連学会や報道機関への趣旨説明、国会議員への働きかけなど様々なソーシャルアクションが伸展している。

2、米国で卵子提供を受けて出産した著名人を取り巻く報道活動が活発化し、第三者の関わる生殖技術に関する映像化がなされ、わが国における制度・政策化が加速する可能性が示唆される。

3、IFSW 政策文書を取りまとめた英国のエリック・ブライスは、政策文書の内容が広く周知され、ソーシャルワーカーがこの領域に関心を持ち、各国・地域における同領域に対する倫理基準が構築されることが重要であると指摘する。

4、以上のことから、報告者はわが国のソーシャルワークが第三者の関わる生殖技術に関心を寄せ、あらゆる視角からみた当事者へのアプローチ - 支援や協働 - 方法を構築し、倫理上の基準や実践上のガイドラインとして明示されていく必要があるという結論に至った。

参考(1)

宮嶋 淳(2011)『DI 者の権利擁護とソーシャルワーク』福村出版

宮嶋 淳編著(2011)『生殖ケアソーシャルワーク論』ヘルスシステム研究所

才村眞理編著(2008)『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』福村出版